

## 障害者雇用にお困りの企業様へ

### 「個別相談会」開催！参加企業募集！

障害者雇用促進法により、平成28年現在、民間企業の法定雇用率は2.0%と定められていますが、平成30年4月1日から精神障害者が算定基礎に加えられることにより法定雇用率が引き上げられることが想定されています。

川崎市では市内に本社があり障害者雇用に意欲的な企業様を対象に、障害者雇用コンサルタントを派遣して状況に応じた個別支援を実施します。実施に当たりコンサルタントによる個別相談会を開催します。

障害者雇用にお困りの企業様、御検討中の企業様、是非御参加ください。

(詳細は川崎市公式ウェブサイトに掲載していますので御覧ください。)

#### [事業概要]

【日 時】平成28年9月13日(火) 9時から17時まで

【会 場】川崎市健康福祉局10A会議室

(川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエアビル西館10階)

【定 員】7社まで

【参加費】無料

【申込み・問合せ】申込書に必要事項を記載の上、FAX またはメールで下記までお申し込みください。申込書は川崎市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000078932.html>

トップページ> くらし・手続き> 福祉・介護> 障害保健福祉> 職業相談・雇用

川崎市健康福祉局障害者雇用・就労推進課(担当:志村)

TEL 044-200-2457 FAX 044-200-3932

E-mail 40syosyu@city.kawasaki.jp